⑥ 所得階層別 (単位:人、千円)

	① //[付值/d]//										
				300 万 円 以 下		300 万 円 超 400 万 円 以 下		400 万 円 超 500 万 円 以 下		500 万 円 超 600 万 円 以 下	
	区分		人員	所得金額	人員	所得金額	人 員	所得金額	人員	所得金額	
第 1	所:	得税課税者	209	616, 632	1, 598	5, 513, 835	993	4, 395, 423	Х	3, 565, 446	
種事	所	得税失格者	16	47, 265	60	197, 744	14	55, 092	X	10, 682	
争業		計	225	663, 897	1,658	5, 711, 579	1,007	4, 450, 515	661	3, 576, 128	
業第2	所得税課税者										
種事	所:	得税失格者									
事 業	計										
	以あ外ん	所得税課税者	X	180, 033	332	1, 149, 491	205	908, 047	X	730, 142	
	の摩	所得税失格者	X	11, 805	20	68, 711	X	8, 533			
第 3		計	X	191, 838	352	1, 218, 202	207	916, 580	X	730, 142	
種	あん摩業等	所得税課税者	X	2, 905	22	75, 723	13	57, 551	X	5, 337	
種事業		所得税失格者									
		計	X	2, 905	22	75, 723	13	57, 551	X	5, 337	
		小 計	66	194, 743	374	1, 293, 925	220	974, 131	135	735, 479	
	所得税課税者		271	799, 570	1, 952	6, 739, 049	1, 211	5, 361, 021	Х	4, 300, 925	
合計	所得税失格者		20	59, 070	80	266, 455	16	63, 625	Х	10, 682	
	計		291	858, 640	2, 032	7, 005, 504	1, 227	5, 424, 646	796	4, 311, 607	

	区分		600 万 円 超 700 万 円 以 下		700 万 円 超 1000 万 円 以 下		1,000万円超		合 計	
			人員	所得金額	人 員	所得金額	人員	所得金額	人 員	所得金額
第 1	所得税課税者		398	2, 530, 349	552	4, 413, 917	310	4, 301, 457	4, 719	25, 337, 059
種	所	得税失格者	3	17, 277					95	328, 060
事業	計		401	2, 547, 626	552	4, 413, 917	310	4, 301, 457	4, 814	25, 665, 119
第 2	所得税課税者						X	24, 056	X	24, 056
種	所	得税失格者								
事業	計						X	24, 056	X	24, 056
	の守	所得税課税者	97	616, 468	169	1, 386, 461	X	3, 314, 974	1, 207	8, 285, 616
									26	89, 049
第 3		計	97	616, 468	169	1, 386, 461	X	3, 314, 974	1, 233	8, 374, 665
	あん摩業	所得税課税者			3	22, 426			40	163, 942
種事業		所得税失格者								
	業	計			3	22, 426			40	163, 942
	小 計		97	616, 468	172	1, 408, 887	X	3, 314, 974	1, 273	8, 538, 607
	所得税課税者		495	3, 146, 817	724	5, 822, 804	520	7, 640, 487	Х	33, 810, 673
合 計	所得税失格者		3	17, 277					Х	417, 109
	計		498	3, 164, 094	724	5, 822, 804	520	7, 640, 487	6, 088	34, 227, 782

⁽注) 1 一人で2以上の業種を兼業するものについては、主たる業種に記載した。 2 所得階層区分の所得金額とは、事業主控除前の年所得金額をいう。この場合において、中途開廃業者についてはその所得を年所得に換算した額の所得区分欄に人員及び実績額を記載した。

³ 第3種事業中、あん摩業等とは、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう業等標準税率3%の適用を受ける業種をいう。

^{4 2}以上の都道府県に分割して事業を行う個人については、主たる事業所等を香川県に有するものについて のみ記載した。